

主

人はみな
生かされて
生きゆく

川越地区保護司会だより

第10号

令和3年7月1日

編集・発行
川越地区保護司会
事務局
坂戸市役所
福祉総務課内



犯罪のないまちづくりを目指して

ふじみ野市長 高畑 博

川越地区保護司

数は年々減少傾向にあります。

会の皆様には、日頃より更生保護活動を通じ、犯罪や非行のない明るい社会づくりに御尽力を賜り、心より感謝申し上げます。ふじみ野市では、犯罪のないまちづくりを目指し、地域の皆様と連携を図り、青色防犯パトカーによる見回りや、下校時の見守り活動等を実施しております。

また、振り込め詐欺対策電話機の購入補助等、様々な防犯に係る事業を開催し、それら活動の成果により、当市の犯罪認知件

保護司の皆様には、社明運動の一環として、市内の団体と協力して毎年7月に行う駅頭キャンペーングのほか、卒業を控えた中学生3年生に特別授業を開催いただき、非行防止や罪を犯した人達の更生について理解を深める取組みを行っていただいているところでございます。この活動を通して、将来子ども達が社会の一員として、多くの方との出会いを大切に感じ、成長していくものと期待しております。

再犯防止啓発月間に寄せて

さいたま保護観察所長 岸 規子

保護司の皆様には着実に低下しています（令和二年版「再犯防止推進白書」）が、これを出所事由別に見ると、満期釈放者の再入率は仮釈放者に比べ顕著に高いなど、なお重点的に取り組むべき課題もあります。

さて、七月は「社会を明るくする運動」の強調月間であるとともに、「再犯の防止等の推進に関する法律」が定める「再犯防止啓発月間」です。

本年度、国の再犯防止推進計画は、計画期間（五年）の四年目となります。これまでの取組を通じ、政府が数値目標を掲げている刑務所出所者の二年以内再入率自体

おかれましては、地域に根ざした更生保護活動の推進に御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、七月は「社会を明るくする運動」の強調月間であるとともに、「再犯の防止等の推進に関する法律」が定める「再犯防止啓発月間」です。

本年度、国の再犯防止推進計画は、計画期間（五年）の四年目となります。これまでの取組を通じ、政府が数値目標を掲げている刑務所出所者の二年以内再入率自体

は着実に低下しています（令和二年版「再犯防止推進白書」）が、これを出所事由別に見ると、満期釈放者の再入率は仮釈放者に比べ顕著に高いなど、なお重点的に取り組むべき課題もあります。

再犯防止は、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けた取組です。その推進のためには、刑事司法手続の各段階での指導等の充実に加え、犯罪をした人たちが抱える

様々な課題に対応した、同手続終了後も含めた「息の長い」支援も必要であり、多様な分野の機関・団体との連携、広く社会の

理解が欠かせません。

再犯防止の取組について理解の輪を広げていけますよう、引き続き皆様の御協力をお願い申し上げます。



川越地区保護司会60周年記念講演会風景

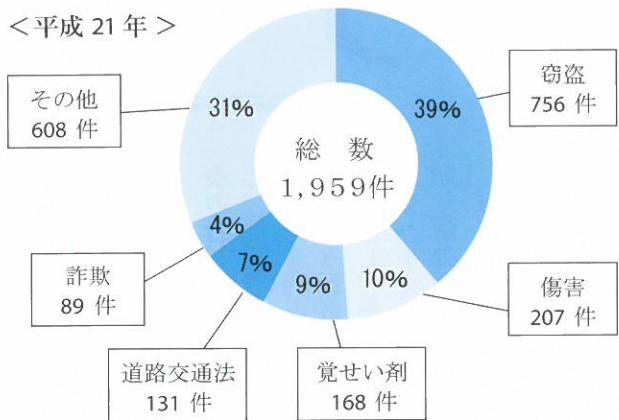
(平成22年9月9日(木)やまぶき会館)=平田正夫・鈴木峻也 撮影

保護司の皆様におかれましては、明るい地域社会の実現のため、今後も一層のお力添えをお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

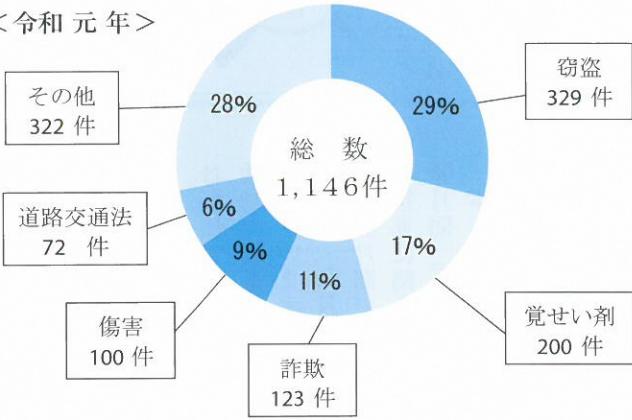
数字で見る埼玉県内の犯罪及び保護観察等の状況

1. さいたま保護観察所内の非行名・罪名新受件数(『さいたまの更生保護』平成22年版・令和2年版より)
犯罪件数は減少傾向となっている中で「覚せい剤」と「詐欺」が実増しており、全国比の中でも詐欺の占める割合が特に高くなっている。

<平成21年>



<令和元年>



2. 埼玉県の少年非行情勢について(『令和2年版少年非行白書』より)

検挙・補導人員は全国で26,076人で、埼玉県1,302人で昨年と同じく7番目となっています。内訳を見ると男女比率は、男子1,083人(83.2%)で・女子219人(16.8%)。罪種別では、窃盗犯が1位で659人(65.1%)となっています。前年比では知能犯が増加しています。



	年度別・居住地別検挙状況 (刑法犯少年の人口比)				
	27年	28年	29年	30年	元年
川越市	6.2	3.5	3.4	2.5	3.3
坂戸市	6.4	5.8	6.1	3.4	3.2
鶴ヶ島市	7.2	9.2	5.3	3.1	2.4
富士見市	4.9	4.8	4.9	2.0	2.3
ふじみ野市	4.7	2.7	2.5	1.8	2.4
全国	5.5	4.5	3.7	3.4	2.9

*人口比とは14歳から19歳の人口千人当たりの検挙人員をいう。元年は、全国(2.9)の中で埼玉県(2.9)が14番目、1番が沖縄県(5.1)、2番が福岡県(4.5)、3番が東京都(4.4)でした。

3. 地域別保護観察等の取り扱い状況(令和3年4月)

項目 地域	人口(千人)	保護司数(人)	保 譲 觀 察 (件)	生活環境調整 (件)	合 計	
					件 数	一人当たり担当件数
川越	354	50	47	55	102	2.04
坂戸	101	17	19	18	37	2.2
鶴ヶ島	70	11	14	11	25	2.3
富士見	110	18	18	22	40	2.2
ふじみ野	113	15	18	29	47	3.1
川越地区	749	111	116	135	251	2.3
埼玉県	7,342	1,473	1,361	1,761	3,122	2.1

※令和3年4月1日現在の埼玉県統計課推計人口です。一部四捨五入しています。

*保護観察とは、罪を犯した人を一般社会で生活させながら、保護司が1か月に2回以上接触をし、生活上の助言や就労の援助などを行い、その立ち直りを助けることです。

*生活環境調整とは、刑務所や少年院に収容されている人が、釈放後に社会復帰が円滑に果たせるように、帰住先の調査や家族・引受人、就職先などと話し合い、受け入れ態勢を整えてやることです。

主 矯正施設における読書と図書館

矯正施設における読書

矯正施設における読書は、余暇時間に居室内外で行う読書と、矯正教育の一環として行われる読書指導とに分けられます。余暇時間の読書は、娯楽の種類が少ない矯正施設では重要な娯楽の一つです。読書指導については、課題図書、読書会、読書感想文発表会等の様々な手法が古くから実践されていますが、刑務所等の刑事施設では実施例が少なく、少年施設(特に少年院)でより多く実施されています。これは、施設の性質上、刑事施設よりも少年施設の方が矯正教育を重視しているためです。しかし近年は、刑事施設における矯正教育の重要性が見直されており、一部の刑務所では読書会等の取り組みが行われています。

矯正施設の読書環境

施設内には基本的に図書館や図書室があり、貸出用の書籍等が備え付けられていますが、蔵書の冊数・内容は不十分な施設が多いようです。また、購入や差入れによって個人的に書籍等を入手できる制度もありますが、所持金が少なく、差し入れしてくれる人もいない場合も少なからずあるため、書籍等の入手が広く平等にできるとは言い難い状況にあります。

施設に備え付けられた書籍等(備付書籍)の整備は官費での購入が基本ですが、多くの施設では予算が十分ではないため、地元の企業やNPO、個人の篤志家等による寄贈に頼っている部分があります。備付書籍の整備状況については、少年院と少年鑑別所に関しては平成31年に全国調査がなされています。この調査の結果では、少年院の所蔵冊数が最低800冊、最高12,500冊(平均5,070冊)、少年鑑別所の所蔵冊数が最低1,200冊、最高9,156冊(平均2,768冊)となっており、施設ごとの格差が大きくなっています)。

刑事施設に関しては読書環境に特化した調査はなされていませんが、法務省が全ての出所受刑者を対象に実施している「受刑者に対する釈放時アンケート」に備付書籍に関する設問があり、本稿執筆時点で確認できた最新の集計結果では、53.6%の人が「種類が不足していた」、49%の人が「古い本が多くかった」と回答しています)。被収容者の公平な読書機会を保障するためには備付書籍の整備が必要ですが、実際にはあまり整備されていない施設が多いと考えられます。

矯正施設と図書館の連携

そこで重要なのが公共図書館との連携です。代表的な取り組みは団体貸出や書籍

の寄贈ですが、一部の図書館では施設内の行事に司書が参加するなど、一歩踏み込んだ連携もなされています。例えば、近年最も積極的に取り組んでいる広島県立図書館では、県内の少年院や鑑別所と連携しており、書籍の貸出や行事への参加だけではなく、施設職員に対する読み聞かせや絵本の選び方に関する助言、図書室の運営相談等を行っています。

このように、連携の内容は多様ですが、連携している図書館数はそれほど多くないのが実情です。国立国会図書館が平成29年に国内の全公共図書館を対象に実施した調査では、矯正施設へのサービス提供館数が48館となっています)。国内の公共図書館が約3,300館あることから考えると、48館という数字は極めて少ないと言えます。ちなみに、川越市内には川越少年刑務所がありますが、残念ながらこの調査では埼玉県立図書館や川越市立図書館からのサービス提供は確認できませんでした。

おわりに

罪を犯して矯正施設に入った人間に対して、手厚い読書環境を保障する必要があるのかという意見もあるうかと思います。しかし、死刑確定者等の一部を除き、被収容者のほとんどが社会復帰することを考えると、読書環境の整備を含む被収容者の更生を促す取り組みは重要です。もし、彼らが施設内で立ち直るきっかけを掴むことができないまま社会に戻った場合、再犯の可能性が高まると考えられます。実際に、刑事施設の受刑者を例にとると、令和元年度の再入者率は58.3%となっています)。つまり、現状では半数以上の受刑者が一度刑事施設を出た後に、再び罪を犯して入所しているのです。これは、見方を変えると、それだけ犯罪が発生し、新たに被害者も生まれているということです。もし、受刑者が一度の入所で立ち直ることができれば、その分犯罪が減り、新たな被害者も生まれなくなるのです。

大阪府立中央図書館総括主査(元法務教官) 日置将之

引用

- i) 日置将之、その後の「少年院と図書館サービス」、大阪府立図書館紀要、49、2021.3, p.7
- ii) 法務省「受刑者に対する釈放時アンケート」について(平成30年度分) <<http://www.moj.go.jp/content/001316306.pdf>>
- iii) 国立国会図書館「図書館調査研究リポートNo.17 公共図書館における障害者サービスに関する調査研究」<<https://current.ndl.go.jp/report/no17>>
- iv) 法務省「令和2年版犯罪白書」<<http://hakusyoy1.moj.go.jp/67/nfm/mokujii.html>>

新型コロナウイルス感染症と学校教育

昨年末に発生した新型コロナウイルス感染症は、オリンピック開催の延期や外出の自粛等、私たちの日常生活に大きな変化をもたらしました。学校現場においても、国から突然休校要請があり、「学びの保障」をどのように行うのかが緊急の課題となりました。

そのような中、注目されたのがオンライン授業です。オンライン授業自体は、子どもたち一人一台の学習用端末の環境整備を目指すGIGAスクール構想のもと進められてきましたが、長期にわたる休校という事態を受け、持続的な教育を行うための非常に有効な方法として全国的に導入が加速しました。現在は感染症対策をした環境の中での通学となっておりますが、今後も休校の恐れがあることを踏まえ、子どもたちへの切れ目のない教育を行うためにも、オンライン授業という選択肢を効果的に利用できるようにする必要があります。

そのために、本市として次の3つのことに取り組んでおります。

1 オンライン環境の早急な整備

タブレット端末や電子黒板の購入、ネットワーク環境の整備事業等を実施し、子どもたちが安定的に授業を受けられるようにします。なお、受験を控えた中3生の学習の遅れに対する不安解消のために、リクルート社の学習支援サービス「スタディサプリ」を8月に導入しました。

2 教職員への研修及びサポート

GIGAスクールサポーターを配置し、オンライン授業を行う際の技術や知識の向上を目指した研修を、教職員に対して行っていきます。日々、変化し進化していく情報技術を有効に扱い、対面でもオンラインでも子どもたちへの最適な教育を提供できるようにします。

3 子どもたちのメンタルケア

1と2のハード面、ソフト面での対策も必要ですが、新型コロナウイルス感染症によりもたらされた学校生活や家庭生活の大きな変化は、子どもたちの精神にも影響を及ぼし、それがいじめや不登校へつながっていないかと心配しております。坂戸市では「坂戸市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめへの迅速かつ丁寧な対応を図るとともに、今年から小学校にもさわやか相談員を配置するなど、相談体制の充実を図っております。これらの問題は、子どもたちが未来を心豊かにたくましく生きるために解決しなければならない大変重要な課題であり、全力を尽くして対応していきます。

新型コロナウイルス感染症の社会への影響は図りしそれ、今後の情勢も不透明な状況ですが、子どもたちに対しての継続的な教育と丁寧な支援を坂戸市として日々考え、実行してまいります。

(坂戸市教育委員会教育長 安齊 敏雄)



社会を明るくする運動（社明運動）

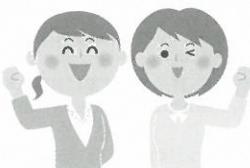
第70回「社会を明るくする運動」埼玉県作文コンテストの入賞者

小学生の部 及び 中学生の部 ともに入賞者なし

妻と子供たちに話すと全員大反対でした。理由は「犯罪者が我が家に来るのが怖い。」というものです。詳しい内容はわからなくても、おおよそのことは知っていたようですね。そんな家族をこう説得しました。

「家に来る人たちは、過ちを悔いて立ち直ろうと頑張っている人たちなんだ。そんな人たちに手を貸してやりたいんだ。」そしてこうつけ加えました。「サラリーマンを辞め、事務所を開いて20年。ここまで来られたのも『社会』のおかげ、そんな社会への恩返しの意味もあるんだ。」と。それに対しても妻はこう答えました。「あなたがその気なら引き受けなさい。でも家族を危険に晒すようなことはしないでね。子供たちは私が説得します。」これで話は決まりました。さつそくA氏に受諾の電話を入れました。

あれから10年。「司法」という一般には馴染の薄い世界を体験させて頂く中で、「法制度」のみならず様々な「人間模様」も学ばせて頂いています。保護司にも定年があります。2年毎に更新され、最後の更新は76歳未満です。「定年まで頑張ればいいなあ・・・」と思ひながら、今日も保護観察対象者と向き合っています。



保護司の10年を振り返って

ふじみ野市 野村 茂

支部だより



わがまちの 防犯パトロール

川越支部

「川越市の防犯パトロール」

川越市内においては、様々な団体（川越市、警察、教育委員会、事業所など）によって防犯パトロールを実施しております。

「愛の一聲」と共に帰宅誘導を促したり、青色回転灯を装備した自動車による巡回も実施しております。市民が活動を通して顔見知りになり、地域のコミュニケーションを図ることも効果的な防犯対策の一つになると見えられます。

（守屋裕子）

鶴ヶ島支部

「コロナ禍特別休校中の防犯パトロール」

「あれっ、鶴ヶ島にはたまり場になるところはないんじゃない。」 昨年三月に市内の遊興施設を回った感想です。

コロナ感染拡大防止のため休校中の子どもたちの様子を見るため、先輩の保護司と共に市内の遊興施設をパトロール。結果は、ワカバウォークのゲームセンターは午後6時までしか入れてもらえない。ボーリング場も中高生らしきグループは一つだけ。カラオケ店も閑散としている。卒業・入学の稼ぎ時が・・・とあきらめ顔のお店の方によると、「遊びに出た子は、川越まで行ったのでは？」

とりあえず鶴ヶ島では、心配したほど遊べないことが分かりました。

（柏木美之）

上川陽子法務大臣は「18・19歳は重要な権利、自由を認められ、責任ある主体として積極的な社会参加が期待される立場となつた」と指摘し、「18歳未満よりも広く刑事責任を負うことが、その立場に照らし適当だ」と説明されました。つまり、「18・19歳は成長途上にあり、可塑性を有することを踏まえ、少年法の適用対象とすることが適當」だと説明しています。

（大谷英二）

富士見支部 「富士見市の防犯パトロール」

市内の犯罪件数は減少傾向にあります。身近な犯罪は後を絶ちません。

こうした中、富士見市においては自主防犯パトロール隊として市内すべての町会において組織されています。規定のコースや児童の登下校時の見守りの防犯パトロールが行われています。

また、犯罪の抑止効果を高めるため、「見せる防犯活動」として各町会が協力して富士見市民青色防犯パトロール隊を結成しています。3台の車両にて犯罪の未然防止、地域の安全な暮らしを守ることを目的に継続的に市内の巡回パトロールを行っています。

（尾崎孝好）

ふじみ野支部

「ふじみ野市の防犯パトロール」

地域の防犯には「地域の目」が大切であり、無関心と慢心こそが犯罪の誘因となり、危機であると考えています。

現在、青色防犯パトロール隊（隊員約80名）では、2名1組で市内を2時間ほど巡回し、振り込め詐欺注意や不審者注意の呼びかけを行っています。また、各学校に組織された学校応援団では、子どもたちの登下校を見守り、声かけを行っています。安心安全な地域社会をつくるためには、ハード面の整備は不可欠ですが、その整備も日々の変化に気づき、いつ、どこで、何が危険なのか、現場を知ることから始まると思っています。

（ふじみ野市議会議員・青色防犯パトロール隊員 谷新一）

坂戸支部 「坂戸市の防犯パトロール」

坂戸市では、区・自治会を中心に自主防犯パトロールが行われています。主な活動は夜間の見回りや児童の登下校時の見守りで、一部の地域では青色回転灯を装備した自動車による巡回も行っています。なお、防犯パトロールに必要な夜光ベストなどの資材やマニュアルは市から提供されています。近所同士で顔見知りになり、地域コミュニティを形成することも効果的な防犯対策になります。そのため、日頃から挨拶や声掛けなど、近所の方とコミュニケーションを取ることを心掛け、犯罪を起こさせにくい地域づくりを目指しています。

（長野佐七）

「特定少年」ってなうに？

2018年6月、成人年齢を20歳から18歳に引き下げるよう民法が改正され、2022年4月に施行されることになりました。この改正により成人となつた、18歳、19歳の少年は①親の同意なしに携帯電話やローン契約を締結したり、②クレジットカードが作れるようになります。ただし、健康への悪影響や依存症への懸念から飲酒や喫煙、公営ギャンブルについては満20歳になるまではできません。なお、公職選挙法は18歳から適用されます。

改定案が衆参両院で可決され、18歳と19歳は引き続き保護の対象とする一方、

「特定少年」と位置づけ、家庭裁判所から検察官に送致する事件の対象を拡大し、起訴された場合には実名報道を可能としています。

